

社会福祉法人賀集会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人賀集会の役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。また、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等に対する報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(費用弁償)

第2条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 旅費の支給については別に定める。

(準用)

第4条 この規程に定めるものの他、費用弁償の支給については、職員の例による。

(その他)

第5条 この規程の運営上必要な事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成18年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月15日から施行する。

別 表

報酬額（1回につき）

	4時間以内	4時間以上 8時間以内	備考
理事	4,000円	8,000円	
評議員	4,000円	8,000円	
監事	4,000円	8,000円	
評議員選任・解任委員会委員	4,000円	8,000円	

旅費

		備考
日当	8,000円	
宿泊料	実費（10,000円以内）	